

入札の公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年 3月15日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹千秋

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 中標津場外発売所清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(365日)
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所 標津郡中標津町東31条南1丁目5番地
中標津場外発売所（A i b a中標津）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 警備業務にあつては公安委員会認定の業者であること。
- (2) 警備員指導教育責任者の資格を有すること。
- (3) 来場者数の状況等により、増員や早朝からの緊急配備が必要となった場合に指定時間に警備員を招集できる体制にあること。
- (4) 清掃業務にあつては道知事登録業者であること。
- (5) 北海道告示第10158号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (6) 北海道告示第52号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (7) 中標津町内及びその隣接する市町村内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。

3 制限付き一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の期間 令和6年3月15日（金）から令和6年3月22日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76-1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部総括G

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76-1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部総括G

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社会議室
（郵送による場合は、〒055-0008 一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部総括G）

- (2) 入札日時 令和6年3月28日(木) 午前11時30分から
(郵送による場合は、令和6年3月27日(水) 17時必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

8 電子入札の可否 否

9 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部総括G
- (2) 交付期間 令和6年3月15日(金)から令和6年3月22日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで)
- (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)に申し込むこと。
また、北海道競馬のホームページにおいてダウンロードすることができる。
(<http://www.hokkaidokeiba.net/>)

10 送付による入札の可否 認める。

11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 落札者との契約締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者との契約の締結を行わない。

13 契約書作成の要否 要

14 入札参加申込書の提出期間及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和6年3月15日(金)から令和6年3月22日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで)
- (2) 提出場所 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76-1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部総括G

15 その他

- (1) 開札の時に、1の(2)又は2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) この入札は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を設定する。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- ウ 契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は変更契約を締結する。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社
- イ 所在地 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘 7 6 - 1
電話番号 01456-2-2501
- (5) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (6) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (7) この入札は、落札者があるまで 2 回行い、落札者がいない場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 8 号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。
- (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は、公開する。
- (10) 詳細は入札説明書による。
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

入札説明書

この入札説明書は、令和6年3月15日付けで告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大 鷹 千 秋

2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 中標津場外発売所清掃業務委託契約 一式
- (2) 契約の目的の仕様その他の明細 契約書（案）による
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までのうち365日間
- (4) 履行場所 標津郡中標津町東31条南1丁目5番地 中標津場外発売所（A i b a中標津）

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 警備業務にあつては公安委員会認定の業者であること。
- (2) 警備員指導教育責任者の資格を有すること。
- (3) 来場者数の状況等により、増員や早朝からの緊急配備が必要となった場合に指定時間に警備員を招集できる体制にあること。
- (4) 清掃業務にあつては道知事登録業者であること。
- (5) 北海道告示第10158号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (6) 北海道告示第52号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (7) 中標津町内及びその隣接する市町村内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年3月15日（金）から令和6年3月22日（金）まで

イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。

(ア) 一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76-1

一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部総括G

電話番号 01456-2-2501

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道沙流郡日高町富川駒丘76-1 一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部総括G

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道沙流郡日高町富川駒丘76-1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社会議室
（郵送による場合は、〒055-0008 一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部総括G）
- (2) 入札日時 令和6年3月28日（木）午前11時30分
（郵送による場合は、令和6年3月27日（水）17時必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他公社理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 147 条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他公社理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第 171 条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 電子入札の可否

否。

9 送付による入札の可否

認める。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、3 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

財務規則第 156 条第 1 項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は変更契約を締結する。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社

イ 所在地 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘 7 6 - 1

電話番号 01456-2-2501

(5) 送付（書留・簡易書留・配達郵便記録のいずれかの方法に限る）により提出する場合は二重封とし、表封筒に「3月28日開札中標津場外発売所清掃業務に係る入札書在中」の旨朱書きし中封筒の封皮に直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし本入札説明書 11（4）宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(6) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(7) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を公社に提出し、公社が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているの

で、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、公社が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大 鷹 千 秋 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

連絡先(担当・TEL)

令和6年3月15日付けで入札告示のありました次の契約に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 契約の名称

中標津場外発売所清掃業務委託契約

2 中標津町内及びその隣接する市町村内の営業所等

3 添付書類

(1) 類似契約履行実績調書(別記第2号様式)

(2) 契約履行実績を証明する書面(別記第3号様式)又は契約書の写し

注1 この申請書には、表面に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付した返信用封筒を併せて提出すること。

2 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

類似契約履行実績調書

申請者名

清掃又は警備契約名	業務の内容	発注機関名	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間
					自 年 月 日 至 年 月 日
					自 年 月 日 至 年 月 日

【記載方法について】

- 告示において明示した調達する役務と種類及び規模をほぼ同じくする契約にかかる履行実績について記載すること。
- 資格審査申請日の直前2営業年度(当該営業年度が24月に満たない場合は、24月分)における実績を記載すること。なお、記載する契約は委託期間が満了していることとし、申請日以降に契約期間が及び契約は記載しないこと。
(記載する契約の委託期間例・・・令和5年4月1日～令和6年3月31日)
- 国(公団を含む)又は地方公共団体(地方住宅供給公社を含む。)との契約を優先的に記載すること。
- 3に次ぐ優先順位として、金額の多い契約を優先的に記載すること。
- 1、2に該当する契約を3件以上有する場合は、3、4により2件まで記載すること。
- 類似契約履行実績を証明するものとして、別記第3号様式(契約履行実績証明書)又は契約書の写しを添付すること。
※ 契約書の写しを添付する場合は、「本書内容について誠実に履行が完了したことを誓約します。」等の文言及び代表者職・氏名を記載し代表者印を押すこと。
- この様式は、申請者が中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された中小企業等共同組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された共同組合の場合は、各構成員ごとに作成すること。

契約履行実績証明書

(発注者)

様

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の契約を履行したことを証明願います。

事業年度	清掃又は警備契約名	契約の内容、規模	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間	契約年月日	履行状況 (良・否)

上記契約を履行したことを証明します。

令和 年 月 日

発注者(証明者)

印

注 この様式は、類似契約履行実績を証明するために使用すること。

競争入札心得

(総則)

第1条 一般社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「公社」という。）が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者は除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の8に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提供してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は公社理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(注) この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第 14 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の 100 分の 5 に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 15 条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第 17 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

委託契約書(案)

一般社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、中標津場外発売所の清掃業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、中標津場外発売所清掃業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙の清掃業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までのうち、364日間とする。（別紙「清掃業務委託日程表」のとおり）

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）を乙に支払うものとする。

2 委託料の支払区分ごとの内訳は、次のとおりとする。

支払区分	業務委託期間	委託料
1期	令和6年4月1日から 令和6年7月31日までのうち122日間	円
2期	令和6年8月1日から 令和6年11月30日までのうち122日間	円
3期	令和6年12月1日から 令和7年3月31日までのうち120日間	円
計	364日間	円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、自ら委託業務の処理に従事できないときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ甲の承諾を得て、甲の指定する期間に限り、乙の責任において第三者に委託業務の処理をさせることができる。

（業務担当員）

第8条 甲は、委託業務の処理について、必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も同様とする。

（業務処理責任者等）

第9条 乙は、委託業務の処理について、業務処理責任者を定め、遅延なく、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

2 乙は、委託業務に従事する乙の従業員に対する雇用者及び使用人として、労働関係法令に定める全ての責任を負うものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第10条 甲は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上、著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(物品の使用等)

第11条 委託業務の処理に必要な消耗品及び物品は、乙の負担とする。

(報告義務)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、ただちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

第13条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(委託料の請求及び支払)

第14条 乙は、第4条第2項の支払区分ごとの委託業務を終了したときは、甲に対し当該業務に係る委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、一般社団法人北海道軽種馬振興公社とする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

第15条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第8条の2において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第8条の2において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分取消しの訴え（以下この条において「処分取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第8条の2において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分取消しの訴えが提起されたときであって当該処分取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条

第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分取消しの訴えが提起されたときであって当該処分取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき

- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者に対して行われたときは処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分取消しの訴えが提起された場合であって当該処分取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。))における受注者に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。))を除く。)に入札又は会計処理規程細則第29条第2項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。))。
- (6) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。))について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

- 第16条 第15条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
- 2 第15条第2項又は前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第16条の2 乙は、この契約に関して、第15条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第3号及び第4号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第17条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

沙流郡日高町富川駒丘76番地1
甲 一般社団法人北海道軽種馬振興公社
理事長 大鷹千秋

乙

清掃業務処理要領

中標津場外発売所の清掃業務を下記により実施するものとする。

記

1 清掃内容

清掃業務は、次により実施すること。

- (1) 清掃指定日 別紙、清掃業務委託日程表のとおり
- (2) 清掃箇所 別紙施設図面のとおり
- (3) 一斉清掃は、午前9時30分までに発売所内の清掃を終了し、塵芥は指定箇所に集積すること。(ただし、ナイター競馬発売期間については午後1時まで、JRA発売日については、午前9時までに終了するものとする。)
- (4) 巡回清掃は、発売開始までに駐車場等のゴミ拾い等の清掃を行う。

2 床ワックス掛け

床ワックス掛けは、次により実施すること。

- (1) 清掃指定日 別紙、清掃業務委託日程表のとおり
- (2) 清掃箇所 別紙施設図面のとおり清掃指定日

3 業務報告

清掃指定日の業務終了後は、その結果を、清掃作業日報をもって速やかに業務担当員に報告するものとする。

4 清掃人控室等の使用に関する事項

別添図面に示す室とする。

5 その他

その他必要な業務は、業務担当員の指示によるものとする。

別紙

令和6年度中標津清掃業務日程表

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	●	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	○	○	▲	▲	○	▲	▲	▲	●	●	●	▲
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	▲	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	●
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	▲
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	●	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	●	●
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	○	○
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	○	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	▲	▲	休館	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	○	○	▲			
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	▲

開催場	回数
門別	84

ホッカイドウ競馬開催日

開催場	日数
デイ	49
ナイター	78
デイ・ナイター	237
合計	364

清掃業務委託日 364 日間 ※ ワックス塗布日を含む

- 業務対象日 (☆ワックス日・■塵芥搬出日含む)
- デイ発売
- ナイター発売
- ▲ デイ・ナイター発売

清 掃 作 業 日 報

【中標津場外発売所】

《 月 日 曜日》

清掃箇所	清掃内容	実施確認
客溜等	客溜 喫煙コーナー・椅子等 発売・払戻カウンター	
巡回清掃	駐車場等	
その他		
特別清掃	床ワックス塗布	
報告者 氏名 印		

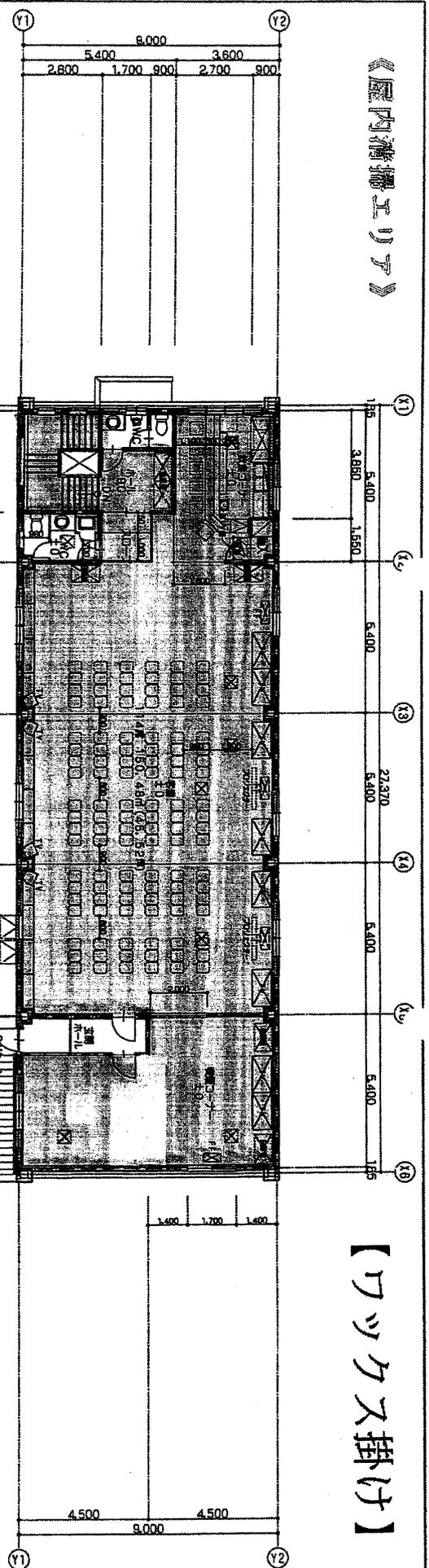
上記のとおり清掃業務が行われたことを、確認しました。

確認者（業務担当員）

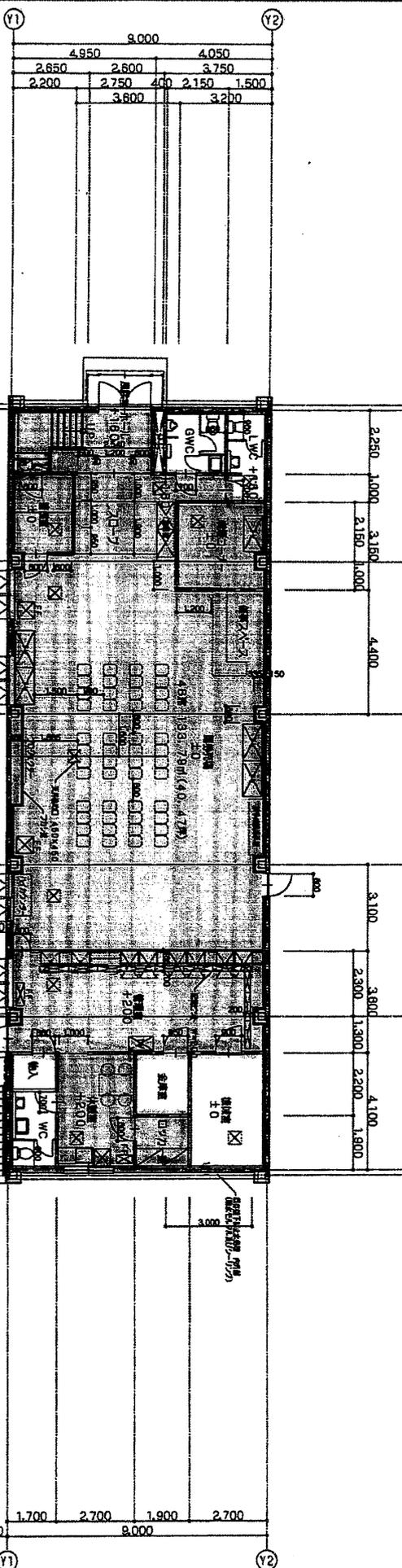
⑩

《屋内清掃工リテ》

【ワックス掛け】



2階平面図
面積243.00㎡(73.51㎡)



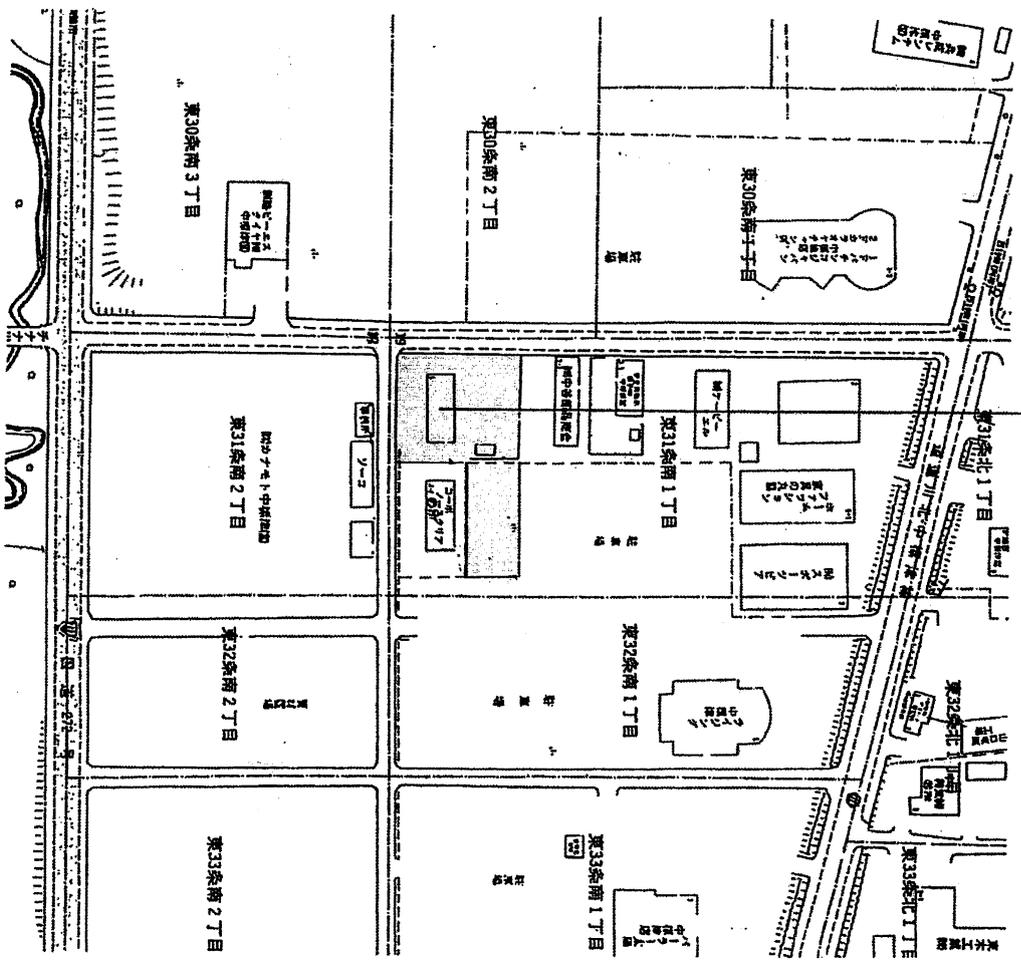
1階平面図
面積248.12㎡(74.45㎡)

1085 (原簿) 中環建設株式会社 建築工事 平面図 1/100 BH 04-02 図 7. 1086

1087 株式会社 G.P.C. GENERAL PLANNING CENTER 建築士 株式会社 G.P.C. GENERAL PLANNING CENTER 建築士

申請地 標津郡中標津町東31条南1丁目5番地

【巡回清掃】



付近見取図

Y2

